

閲覧用図書等納入に関する協定書

(総則)

第1条 堺市を「発注者」、物品納入者を「受注者」として、発注者及び受注者は閲覧用図書等の納入について、この協定に基づき信義に従って誠実に履行するものとする。

(関係法令の遵守)

第2条 発注者及び受注者は、この協定の履行に関し、民法（明治29年4月27日法律第89号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(管轄の合意)

第3条 この協定に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和7年6月1日から令和8年6月30日までとする。

(納入)

第5条 受注者は、別紙「閲覧用図書等納入仕様書」に基づき閲覧用図書等の物品（「以下「協定物品」という。」）を納入しなければならない。

(納品及び検査)

第6条 受注者は、協定物品を納品したときは、登録番号、書名、出版社名、単価等を記載した明細書を添えて発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いのうえ、協定物品の検査を行わなければならない。
- 3 発注者は、協定物品について必要があると認めたときは、受注者の立会いのうえ、中間検査を行うことができる。
- 4 受注者は、正当な理由なく前項に規定する検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 5 発注者は、第2項又は第3項に規定する検査の結果、協定物品の全部又は一部が不合格であると認めたときは、受注者に対し修繕若しくは交換を求め、又は受領を拒否することができる。
- 6 受注者は、前項の規定によって生じた損害を全て負担し、受領を拒否された物品は、速やかに引き取らなければならない。この場合において、当該物品を受注者が引き取らないときは、発注者は、当該物品の保管の責めを負わないものとする。

(所有権等)

第7条 協定物品の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格したとき、受注者から発注者に移転するものとする。

- 2 協定物品の所有権移転前に協定物品又は材料について生じた損害その他納入の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(契約)

第8条 本協定締結後、発注者から受注者への発注毎の契約とする。

(代金の支払)

第9条 受注者は、第6条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者の指定する書面により、納入した図書等の本体価格総額に歩引き率（ %）を乗じた額を値引き額（1円未満は切り上げ）とし、本体価格総額から値引き額を差し引いた額に消費税額を加えた額（1円未満は切り捨て。以下「代金」という。）の支払を、発注者に請求することができる。図書等の代金には、見計らい及び付帯装備その他、図書館用図書等として生じる一切の費用を含めたものとする。ただし、直販資料及び古書の算定は、調達方法が限られるため値引き額は差し引かず、消費税額を加えたものとする（1円未満は切り捨て）。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

(予算措置)

第10条 発注者の物品購入予算の措置は、有効期間の内協定締結年度までである。

(延滞遅延金の徴収)

第11条 受注者は、期限内に協定物品の全部又は一部を納品しないときは、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該協定締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて計算した額の延滞遅延金を支払わなければならない。ただし、その遅延に正当な理由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

(納入実施計画書等の提出)

第12条 受注者は、この協定の締結後、直ちに納入実施計画書及び納入に必要な関係書類を作成し、発注者に提出するものとする。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 受注者は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの協定の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの協定から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、この協定から生じる債権の譲渡により得た資金をこの協定の業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(下請負人等)

第13条の2 受注者は、この協定の履行について、当該協定の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者がこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第18条第10号に該当する者に委任又は請け負わせてはならない。
 - (2) 受注者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定により、業務の一部を委任又は請け負わせたとき並びに受注者及び委任又は請け負い先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方が堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。
- 4 発注者は、受注者が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第18条第10号に該当する者を委任又は請け負い先としている場合は、受注者に対して、当該委任又は請け負い契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入等に対する措置)

第13条の3 受注者は、この協定の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- 2 受注者は、受任者又は下請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該受任者又は下請負人に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- 3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。
- 4 発注者は、受注者、受任者又は下請負人が不当介入を受けたことによりこの協定の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(著作権の帰属)

第14条 この協定の履行により著作権が生ずるときは、当該著作権は、発注者に帰属する。

(特許権等の使用)

第15条 受注者は、協定物品の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、この協定の履行につき第三者から異議の申出があったときは、すべて受注者の負担及び責任で解決しなければならない。

(協定内容の変更)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、協定内容を変更し、又は協定の履行を中止させることができる。

- 2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(損害の負担)

第17条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この協定の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ずる。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの協定を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) この協定の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 協定履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (5) 正当な理由なく、第27条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 第13条の2第4項の規定により、発注者から受任者又は下請負人との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この協定事項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反してこの協定から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 第13条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この協定の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの協定の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 協定の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても協定をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの協定から生じる債権を譲渡したとき。

(9) 受注者が第 22 条の規定によらないでこの協定の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(11) 協定履行上の重過失があったとき。

(12) この協定の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 第 18 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による協定の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 納品期限内に履行を完了することができないとき。

(2) 引き渡された協定物品に種類、品質又は数量に関して協定の内容に適合しないもの（以下「協定不適合」という。）があるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。））の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの協定が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 2 項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、発注者がこの協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 23 条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による協定の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 24 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの協定及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 21 条の規定によりこの協定が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第 25 条 受注者は、この協定に関して次の各号のいずれかに該当するときは、協定の解除にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、第 9 条第 2 項の規定により支払った代金の 10 分の 2 に相当する額に、当該代金の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この協定が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反するとして、独禁法第 7 条、第 8 条の 2 又は第 20 条の規定による排除措置命令（独禁法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第 8 章第 2 節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反するとして、独禁法第 7 条の 2 第 1 項（独禁法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項、第 20 条の 2、第 20 条の 3、第 20 条の 5 又は第 20 条の 6 の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第 8 章第 2 節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、独禁法第 7 条の 2 第 1 項（独禁法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者が、独禁法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）をしたとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると発注者が認めるとき。

2 前項（第 5 号及び第 6 号を除く。）の規定は、独禁法第 2 条の 2 第 12 項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第 26 条 発注者は、受注者が納入の一部を履行しないとき又は納入の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請

求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(協定不適合責任)

第 27 条 発注者は、引き渡された協定物品が協定不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 協定の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(協定不適合責任期間等)

第 28 条 発注者は、引き渡された協定物品に関し、引渡しを受けた日から 1 年以内でなければ、協定不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は協定の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な協定不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の協定不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する協定不適合に係る請求等が可能な期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる協定不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、協定不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、協定不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 556 条本文の規定は、協定不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、協定物品の引渡しの際に協定不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該協定不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその協定不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された協定物品の協定不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該協定不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

9 第 1 項の規定にかかわらず、協定不適合責任期間について協定書類（この協定書を除く。）で特別の定めをした場合は、その協定書類の定めるところによる。

(相 殺)

第 29 条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第 18 条各号、第 19 条各号、第 21 条第 2 項第 2 号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第 9 条第 1 項の契約代金とを相殺することができる。

(変更の届出)

第 30 条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届出なければならない。

(協定に関する紛争の解決)

第 31 条 この協定に関し、発注者受注者間に疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議により解決するものとする。

(秘密の保持)

第 32 条 受注者は、この契約に関し、履行上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(協 議)

第 33 条 この協定に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)及び堺市契約規則(昭和 50 年規則第 27 号)によるほか、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

氏 名 堺 市

代表者 堺市長 永 藤 英 機 印

受注者 住 所

氏 名

代表者 印